

「症例報告に関する患者のプライバシー保護に関する指針」

患者に対するインフォームドコンセントとプライバシー保護は医療者に常に求められる重要な義務である。実地医療の結果報告として症例報告を行う場合には、患者のプライバシー保護について医療者に求められる当然の義務を果たすべきであり、また、発表自体に関するインフォームドコンセントについても慎重な配慮が求められる。一方、症例報告の公益性を損なわないよう、疾患や治療内容と関連づけられる情報は、患者が特定されない範囲で（非特定化を行い）積極的に記載するなど、発表内容の質を低下させない工夫が必要である。

山口大学医学部附属病院では、ここに症例報告において遵守すべき項目を以下に提示するものである。

- 1) 患者の氏名、氏名でなくとも、他の情報から個人を特定できるような入院番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は必要と思われる区域までに限定して記載してよい（山口県、宇部市など）。
- 3) 日付けは、臨床経過を知る上で必要となることが多い。個人特定ができない範囲で、記載してよい。
- 4) 診療科名は省略するか、おおまかな記述とする。
- 5) 既に診断・治療を受けている場合は、他院名やその所在地は記述しない。
- 6) 顔写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とする。
- 7) 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
- 8) 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省および経済産業省）（平成 16 年 12 月 28 日）による規定を遵守して、患者（または親族）から発表のためのインフォームドコンセントを得ることが望まれる。
- 9) 以上の配慮をしても個人が特定化できてしまう可能性のある場合には、患者自身（または親族）から発表に関する同意を得るか倫理委員会の承認を得ることとする。